

東北メディカル・メガバンク機構クリニカル・フェローに関する要項

制定 平成24年 9月24日

(趣旨)

第1条 この要項は、東北メディカル・メガバンク機構（以下「T o M M o」という。）における地域医療への貢献を円滑に進めるために、先導的、献身的な役割を担う医師のT o M M oとの関連を明確にするため、必要な事項を定めるものとする。

(称号名)

第2条 T o M M oの地域医療貢献に協力する医師に付与する称号はT o M M oクリニカル・フェロー（以下「クリニカル・フェロー」という。）とする。

(称号付与の資格)

第3条 クリニカル・フェローの称号は、日本の医師免許または歯科医師免許を有する者で、次の各号に掲げるT o M M oの事業推進に必要と認められる者に付与する。

- (1) 東北大学病院と医療ICTを用いて医療連携を行う者
- (2) 循環型医師支援システムで地域医療機関において、地域医療に献身的な医療支援活動を実践する者
- (3) 専門性を活かした遠隔医療コンサルタントとして、広域な遠隔医療支援に参加できる者
- (4) T o M M o地域支援センターでの健康診査業務や医療情報データ回収に協力できる者
- (5) 地方自治体や地域医師会等と連携し、地域健康福祉活動に積極的に協力し、住民健康増進活動に寄与できる者
- (6) T o M M oの行う最新ゲノム研究を理解し、検体採取や付随する検体の管理に協力できる者
- (7) 遺伝疾患の最新知見を理解し、遺伝病メンタルサポートやカウンセリングに協力できる者
- (8) T o M M oのメディカル・スタッフとして、地域医療機関で研修する若手医師の臨床教育に参加し、人材育成に積極的に協力できる者
- (9) その他機構長が必要と認めた者

(申請及び称号付与の手続き)

第4条 クリニカル・フェローの称号を付与しようとする場合は、別紙申請書に部門又は分野の責任者がT o M M o機構長に申請し、運営委員会の議を経て、T o M M o機構長が称号を付与する。

2 称号の付与は別紙様式により行うものとする。

(形態)

第5条 T o M M oの事業が地域と密接に連携して行う性格を有していることから、クリニカル・フェローの形態を次のタイプに区分し、異動等が行われても弾力的に運用するものとする。

(1) Type A：専任医師

T o M M oもしくは地域医療機関に雇用され、東北大学病院と医療連携を行う者

注：現在のクリニカル・フェロー募集に該当するタイプに係した条文のみを、要項から抜粋してHP掲載しています。

(称号付与の期間)

第6条 クリニカル・フェローとして称号を付与する期間は、毎年4月1日から翌年3月31日までの期間の範囲内とし、必要がある場合は付与期間を更新できるものとする。

(雑則)

第7条 この要項に定めるもののほか、クリニカル・フェローの称号の付与に関し必要な事項は、機構長が別に定める。

附 則

この要項は、平成24年9月24日から施行し、平成24年9月1日から適用する。

附 則 (平成24年11月5日改正)

この要項は、平成24年11月5日から施行し、平成24年11月1日から適用する。

附 則 (平成25年4月16日改正)

この要項は、平成25年4月16日から施行し、平成25年4月1日から適用する。

附 則 (平成25年9月2日改正)

この要項は、平成25年9月2日から施行し、平成25年9月1日から適用する。